

日本照明工業会規格

光源と照明器具との組み合わせにおける
設計規範

JLMA 300 : 2018

2018年7月31日制定

一般社団法人 日本照明工業会

Japan Lighting Manufacturers Association

目 次

	ページ
1 目的	1
2 設計規範	1
解説	2

まえがき

この規格は、一般社団法人日本照明工業会が制定した団体規格であり、工業会で守るべきガイドライン・規範作成WGが原案を作成し、照明技術委員会の審議を経て、理事会で承認したものである。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（いずれも出願中のものを含む。))に抵触する可能性があることに注意を喚起する。一般社団法人日本照明工業会は、このような産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（いずれも出願中のものを含む。))に関わる確認について、責任はもたない。

一般社団法人日本照明工業会は、この規格によって生じるあらゆる事故、不具合等について、一切の責任を負うものではない。

光源と照明器具との組み合わせにおける設計規範

1 目的

この設計規範は、(一社)日本照明工業会として、照明製品を設計する際の基本的な考え方を示すものであり、次の各項を達成することを目的とする。

- 使用者（ユーザー）の誤使用及び長期使用を含む安全性を確実に担保すること
- 既存の照明製品と組合せた際に、新たな使用上の制約事項を設けることなく安全性を維持すること
- 使用者（ユーザー）が容易に選択且つ安全に使用できるようなより良いソリューションを提供すること
- 新規技術の普及を妨げることなく業界全体の発展に貢献すること

2 設計規範

事業者は、次の各項を設計規範として順守すべきである。

- 1) 全ての光源は、これまで市場に存在する装着可能な照明器具との組合せにおいて、設計によって安全性が担保されるべきである。
- 2) 全ての照明器具は、これまで市場に存在し、電気用品安全法の技術基準又は **JIS** に適合し、かつ使用者（ユーザー）により交換可能な光源との組合せにおいて、設計によって安全性が担保されるべきである。
- 3) 設計によって安全性が担保できない場合は、互換性のない新たな固有の口金・受金システムを採用すべきである。本体、パッケージ、取扱説明書などへの使用制限を示す表示で担保されるべきでない。

JLMA 300 : 2018

光源と照明器具との組合せにおける設計規範 解説

1 制定の趣旨及び経緯

従来口金付き LED ランプと既に市場に存在する既存ランプ用の照明器具との組合せにおいて、誤使用による焼損事故が報告されている^注。本来、既存ランプと同一の口金を用いた新しいランプを開発する場合は、既存ランプ用の照明器具との組合せにおいて、設計で安全を確保するべきである。

一般社団法人日本照明工業会は、今後このような誤使用による不安全な製品の出現を防止し、新規の照明製品を安全且つスムーズに普及させるためには、光源と照明器具との組合せに関する設計上の基本的考え方を文書化して会員企業に周知することが急務と判断し、この設計規範を発行した。

2 経緯

2017年6月、戦略企画推進委員会は、当時の光源デバイス技術委員会に“蛍光灯器具に取り付けることが可能なLEDランプ”のJIS化の検討を付議した。

しかしながら、同年8月、当該技術委員会は、誤使用やその他多くの技術的課題が存在するとの理由で、現時点でのJIS化は困難との見解を示した。その際、JIS化の代替手段として、当時IECで議論されていた文書を参考に、“光源と照明器具との組合せにおける設計規範”を作成することを提案し、上位委員会の了承を得て、2017年11月、本規範作成WGを設置し、審議を開始した。

2018年3月、当該WGは原案作成を完了すると同時に全会員へのパブコメを実施し、同年6月、照明技術委員会の審議を経て、同年7月、理事会の承認を得た。

3 本規範の基本的考え方

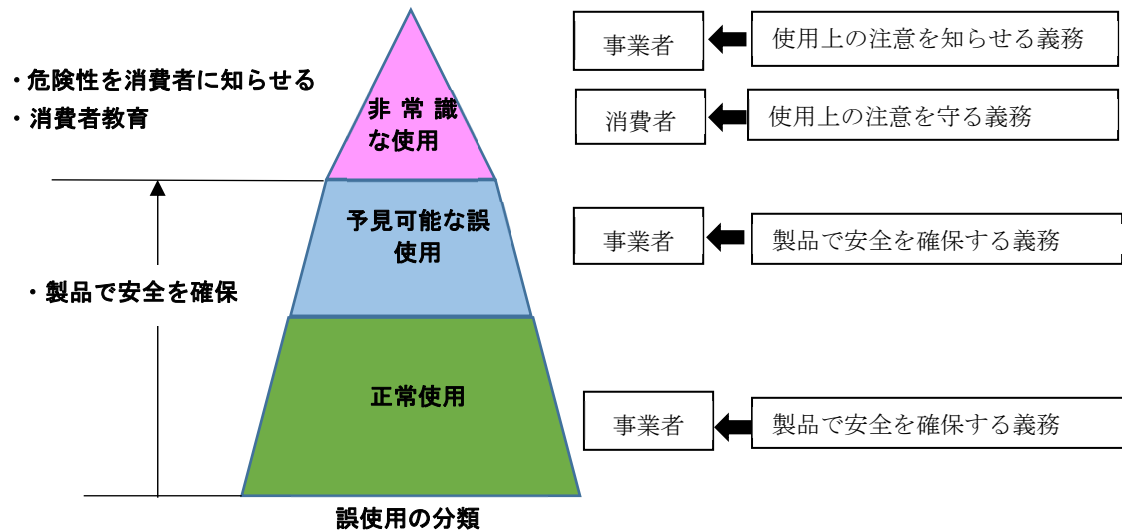
- 1) G13口金付直管LEDランプ誤使用による焼損トラブルは、明らかに予見可能な誤使用と判断される。
(G13口金付直管LEDランプ以外の従来口金をもつLEDランプについても同様の考え方を適用) また、従来口金をもつLEDランプ専用器具への従来ランプ(白熱電球、蛍光灯ランプなど)の誤使用も、予見可能な誤使用と判断した。
- 2) 予見可能な誤使用に対する事業者の対応については、既に周知(解説図1参照)であることから、新たな規格ではなく、心がけるべき道徳的な規範として文書化し、その運用については、個社の判断に委ねることとした。

注 G13口金付き直管LEDランプの製品事故情報について(2016年9月15日付)

URL : http://jlma.or.jp/anzen/jiko/pdf/jiko_g13Chokkan.pdf

蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用・照明器具改造に関する注意点(PDF)

URL : http://jlma.or.jp/anzen/chui/pdf/JLA2008_100715a.pdf



解説図 1－誤使用の分類（※NITE 消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブックからの抜粋）

4 原案作成委員会

原案を作成した委員会の構成を次に示す。

光源と照明器具との組合せにおける設計規範作成 WG

(主 査)	菅原 秀昭	日立アプライアンス株式会社
(副主査)	桑原 克佳	東芝ライテック株式会社
(副主査)	土居 敦	アイリスオーヤマ株式会社
(委 員)	松崎 将幸	岩崎電気株式会社
	大西 豊	NEC ライティング株式会社
	出村 賢一郎	株式会社 遠藤照明
	北原 滋	オーデリック株式会社
	田中 貴之	株式会社 GS ユアサ
	大塚 啓二	大光電機株式会社
	大石 崇文	東芝ライテック株式会社
	塩見 務	パナソニック株式会社
	西勝 健夫	三菱電機照明株式会社
(関係者)	大崎 肇	東芝ライテック株式会社
(事務局)	柳 正	一般社団法人日本照明工業会
	八木 敏治	元一般社団法人日本照明工業会
	清水 恵一	一般社団法人日本照明工業会